

（窓ふき器等）

第四十五条 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引^{けん}自動車を除く。）の前面ガラスには、前面ガラスの直前の視野を確保できるものとして、視野の確保に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する自動式の窓ふき器を備えなければならない。

2 前項の規定により窓ふき器を備えなければならない自動車（大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、前面ガラスの外側が汚染された場合又は前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を確保でき、かつ、安全な運行を妨げないものとして、視野の確保に係る性能等に関し告示で定める基準に適合する洗浄液噴射装置及びデフロスタを備えなければならない。ただし、車室と車体外とを屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切ることのできない自動車にあつては、デフロスタは備えることを要しない。

3 自動車（乗車定員十一人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度二十キロメートル毎時未満の自動車を除く。）のサンバイザ（車室内に備える太陽光線の直射による運転者席の運転者のげん惑を防止するための装置をいう。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ないものとして、乗車人員の保護に係る性能等に関し告示で定める基準に適合するものでなければならない。

（窓ふき器等）

第 69 条 窓ふき器の視野の確保に係る性能等に関し、保安基準第 45 条第 1 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える窓ふき器にあつては、別添 84「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準とする。
 - 二 前号に掲げる自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）の前面ガラスに備える窓ふき器にあつては、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）であること。
- 2 洗浄液噴射装置及びデフロスタの視野の確保に係る性能等に関し、保安基準第 45 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える洗浄液噴射装置にあつては、別添 84「乗用車等の窓ふき器及び洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準とする。
 - 二 前号に掲げる自動車に備えるデフロスタにあつては、別添 86「デフロスタの技術基準」に定める基準とする。
 - 三 第 1 号に掲げる自動車以外の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、最高速度 20km/h 未満の自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える洗浄液噴射装置にあつては、別添 85「バス及びトラックの洗浄液噴射装置の技術基準」に定める基準とする。
 - 四 洗浄液噴射装置及びデフロスタは、走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。
- 3 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）に備えるサンバイザの乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第 45 条第 3 項の告示で定める基準は、別添 87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準とする。

（窓ふき器等）

- 第147条** 窓ふき器の視野の確保に係る性能等に関し、保安基準第45条第1項の告示で定める基準は、自動車の前面ガラスに備える窓ふき器にあっては、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）であることとする。この場合において、窓ふき器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。
- 2 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。
 - 3 洗浄液噴射装置及びデフロスタの視野の確保に係る性能等に関し、保安基準第45条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 洗浄液噴射装置にあっては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視界を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。
 - 二 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって乗車定員10人以下の自動車に備えるデフロスタにあっては、前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を速やかに確保する性能を有するものであること。
 - 三 走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。
 - 4 指定自動車等に備えられているデフロスタと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたデフロスタであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項第2号の基準に適合するものとする。
 - 5 自動車（乗車定員11人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）に備えるサンバイザの乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第45条第3項の告示で定める基準は、別添87「サンバイザの衝撃吸収の技術基準」に定める基準とする。
 - 6 指定自動車等に備えられたサンバイザと同一構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサンバイザであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。
 - 7 衝撃を吸収する材料で被われているサンバイザであって、内部構造物に局部的に硬い接触感のないものは、第5項の基準に適合するものとする。

（窓ふき器等）

- 第 225 条** 窓ふき器の視野の確保に係る性能等に関し、保安基準第 45 条第 1 項の告示で定める基準は、自動車の前面ガラスに備える窓ふき器にあっては、前面ガラスの直前の視野を確保できる自動式の窓ふき器（左右に窓ふき器を備える場合は、同時に作動するものであること。）であることとする。この場合において、窓ふき器のブレードであって、老化等により著しく機能が低下しているものは、この基準に適合しないものとする。
- 2 指定自動車等に備えられている窓ふき器と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた窓ふき器であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。
 - 3 洗浄液噴射装置及びデフロスタの視野の確保に係る性能等に関し、保安基準第 45 条第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
 - 一 洗浄液噴射装置にあっては、前面ガラスの外側が汚染された場合において、前面ガラスの直前の視界を確保するのに十分な洗浄液を噴射するものであること。この場合において、洗浄液を噴射させた場合に洗浄液が窓ふき器の払しょく範囲内にあたるものは、この基準に適合するものとする。
 - 二 専ら乗用の用に供する普通自動車又は小型自動車若しくは軽自動車であって乗車定員 10 人以下の自動車に備えるデフロスタにあっては、前面ガラスに水滴等により著しい曇りが生じた場合において、前面ガラスの直前の視野を速やかに確保する性能を有するものであること。
 - 三 走行中の振動、衝撃等により損傷を生じ、又は作動するものでないこと。
 - 4 指定自動車等に備えられているデフロスタと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたデフロスタであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項第 2 号の基準に適合するものとする。
 - 5 自動車（乗車定員 11 人以上の自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。）に備えるサンバイザの乗車人員の保護に係る性能等に関し、保安基準第 45 条第 3 項の告示で定める基準は、衝撃を吸収する材料で被われているサンバイザであって、内部構造物に局所的に硬い接触感のないものでなければならないものとする。
 - 6 指定自動車等に備えられたサンバイザと同一構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたサンバイザであって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、前項の基準に適合するものとする。